

伊達地方消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

令和8年3月30日

伊達地方消防組合

管理者 須田 博行

伊達地方消防組合規則第2号

伊達地方消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

伊達地方消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年伊達地方消防組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第6号中「わり」を削り、同項第9号中「義務教育終了前の子（配偶者の子を含む。）」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）及び二等親以内の親族」に改め、「以内）」の次に「の範囲内の期間」を加える。

附則第5項中「え」を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。